地籍整備の推進に関する

政策評価書

令和元年 12 月

総 務 省

前書き

国土交通省は、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)及び国土調査促進特別措置法(昭和 37 年法律第 143 号)に基づき、累次にわたって策定した国土調査事業十箇年計画により地籍整備を推進している。一方、法務省では、「民活と各省連携による地籍整備の推進」(平成 15 年 6 月 26 日都市再生本部決定)の方針を踏まえ、全国の都市部の人口集中地区(DID)の地図混乱地域を対象に登記所備付地図の作成を計画的に実施している。

しかしながら、地籍整備については、国として長年にわたり推進しているにもかかわらず、依然として未整備の国土が広く存在し、現行の「第6次国土調査事業十箇年計画」(平成22年5月25日閣議決定)では、平成31年度末までに地籍調査の進捗率を57%とする目標が設定されているが、29年度末時点で52%にとどまっており、東海、近畿及び南関東地方は特に進捗が遅れている。

地籍整備の推進は、災害からの迅速な復旧復興や円滑なまちづくり、土地取引の円滑化等のためにも極めて重要であり、国も、「国土強靱化基本計画」(平成30年12月14日閣議決定)や「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、地籍調査や登記所備付地図の整備などの取組を進めることとしている。

さらに、今後、南海トラフ地震、首都直下地震等を始めとする様々なリスクを踏まえると、日本国土における地籍整備の更なる加速化が必要な状況にある。

この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、地籍整備の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

目 次

第1	評価の対象とした政策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	評価の対象とした政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	評価の観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	政策効果の把握の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	調査対象機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	1
7	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項 ・・・	2
第2	政策の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	政策の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	政策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 地籍整備の推進に関する政策の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 第6次国土調査事業十箇年計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
(:	3) 国土交通省の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(4	4)法務省の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(!	5) 法務局・地方法務局と市町村の連携の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3	地籍整備に関する予算の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 国土交通省の予算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(:	2)法務省の予算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3	政策効果の把握の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1	第6次国土調査事業十箇年計画における成果目標の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2	地籍調査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(1) 進捗率(地籍調査の対象面積(全国土面積から国有林野、公有水面等	
	の面積を除いた面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合) ・・・・・・・・	16
(2) 地籍調査の実施面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(:	3) 地籍調査に未着手又は休止中の市町村の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(4	4) 地籍調査の実施による効果に係る事例	40
3	地籍調査の実施に係る市町村職員の意見等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
`	1) 意見の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
•	2) 予算に係る意見等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	3) 人員に係る意見等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
(,	4) 土地所有者等の協力や合意が得られないこと等による作業の困難さ に係る意見等 ······	59
	で写る方法	υg

4	進捗率(平成21年度末時点)及び第6次国土調査事業十箇年計画期間中	
O.	つ達成率ごとの特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
5	認証遅延等の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
6	国の推進施策の活用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
(1) 地籍調査に係る国庫負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	ア 地籍調査の実施に係る計画における目標設定の考え方	98
	イ 地籍調査に係る国庫負担金の予算額及び執行額	104
	ウ 災害からの迅速な復旧・復興等の政策効果を踏まえた地籍調査の実施・・・	106
(2) 国による基本調査の実施状況	114
(3) 土地所有者等の立会いの弾力化措置の活用状況	130
(4) 民間事業者への包括委託の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
(5) その他の推進施策	140
	ア 研修の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
	イ 地籍アドバイザー派遣事業の活用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
	ウ 新しい測量技術の活用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
7	国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用状況・・・・	157
8	法務局・地方法務局との連携状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
(1) 登記所備付地図作成作業の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
	ア 登記所備付地図作成作業に係る計画の策定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
	イ 登記所備付地図作成作業に係る予算・実施体制	183
	ウ 登記所備付地図作成作業に係る実施地区等の選定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	187
	エ 登記所備付地図作成作業の実施実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
(2) 法務局・地方法務局による地籍調査への協力状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198
	ア 地籍調査への実務的協力の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198
	イ 登記情報及び地図情報の電子データによる提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
	ウ 筆界特定制度の活用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213
(3) 法務局・地方法務局と市町村の連携による地籍整備の推進状況	222
	ア 都市部における地籍整備の推進に当たっての法務局・地方法務局と市	
	町村との連携状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	222
		230
	ウ 法務局・地方法務局と市町村が連携して都市部における地籍整備に取	
	り組んでいる例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	236
	エ 市町村における法務局・地方法務局に対する意見要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9	国及び地方公共団体における進捗率の把握状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	243
tota .	STORY OF ALL IT	
第4	評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	246
tut :		
第5	勧告	251